

高崎市・安中市消防組合消防局告示第2号

喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定についての一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年9月4日

高崎市等広域消防局長 中村 均

喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定についての一部を改正する告示

喫煙等を禁止する場所及び火災予防上危険な物品の指定について（平成11年高崎市等広域市町村圏振興整備組合消防局告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項第6号中「及び通常顧客が」を「、通常顧客が」に、「又は」を「及び」に改め、同項第8号中「駐車場」の右に「で、次に該当するもの」を加え、同号に次のように加える。

ア 駐車のために供する部分の床面積が、地階又は2階以上の階にあっては200平方メートル以上、1階にあっては500平方メートル以上、屋上にあっては300平方メートル以上のもの

イ 昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造のもので、車両の収容台数が10以上のもの（屋外に設置された開放式の機械式駐車場は除く。）

第1条第1項第9号中「屋内展示場」の右に「（当該用途に供する部分の床面積が1,000平方メートル以上のもの）」を加え、「で公衆の出入りする部分」を「の公衆の出入りする部分」に改め、同条第2項中「次に」を「、次に」に改め、同項第1号及び第2号中「公衆の出入りする部分」を「公衆の出入りする部分」に改め、同項第3号中「に限る。）」の右に「の旅客が利用する部分」を加える。

第2条第2号中「別表第8備考第5号」を「別表第8備考第6号」に、「別表第8備考第7号」を「別表第8備考第8号」に改める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。